

福祉サービス第三者評価結果報告書(公表用)

【受審事業所情報】

事業所名称	大阪市立東中本保育所
運営法人名称	社会福祉法人 晋栄福社会
福祉サービスの種別	保育所
代表者氏名	所長 高田 幸代
定員（利用人数）	90名（106名）
事業所所在地	〒537-0021 大阪市東成区東中本2丁目3番16号
電話番号	(06) 6981-0208
FAX番号	(06) 6981-0130
ホームページアドレス	http://www.chidori.or.jp/hoiku_higashinakamoto/
電子メールアドレス	

【評価機関情報】

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価センター		
大阪府認証番号	270002		
評価実施期間	平成26年2月27日～平成26年7月25日		
評価結果決定年月日	平成26年7月25日		
評価調査者氏名（役割）	0901C035	（運営管理委員）	（ ）
	1001C018	（専門職委員）	（ ）
		（ ）	（ ）
		（ ）	（ ）

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
---------------------	--

第三者評価結果の概要

評価機関総合コメント

平成23年大阪市より運営委託されて3年、公立保育園で培ってきた保育を継承しつつ、さらに社会福祉法人晋栄福祉会の保育方針等を兼ね備えた保育が行われています。当保育所は地下鉄緑橋駅より5分という立地条件のもと、徒歩1分の所にすこやかセンター（高齢者施設）、徒歩5分のところに公園、隣接には大きなグラウンドがあり、恵まれた環境に位置しています。別の団体が運営する子育てプラザが同じ建物の3階にあり、園児は地域の保護者や子どもと一緒に交流を楽しんでいます。積極的に地域のイベントに参加したり、幼・保・小との交流も行っています。

職員の雰囲気は明るく、互いの声の掛け合いによりコミュニケーションを図り、所長をはじめ職員は一丸となり保育が進められていました。

特に評価の高い点

絵本を通じた情操教育の取り組み

ボランティアグループや小学生による読み聞かせ、クラスで子どもたちのお気に入りやお勧めの本の紹介等、親子で絵本への興味関心が育つように保育園全体で取り組んでいます。3歳以上の各年齢では、絵本を題材に発表会で劇を発表するなど、絵本を通しての地域交流も行われています。保護者に絵本アンケートをとり、この成果を法人の研修発表会で発表し、親子・地域・保育士など人と人の繋がりを広げ、成長を促し共有する機会を提供しています。

所庭菜園を育む保育について

プランターや発泡スチロールを工夫して、米・花・野菜・果物のなる木などを育てており、育てることの楽しさや収穫の喜び、食育などに繋がっています。

改善を求められる点

意見・苦情等の公表について

意見や苦情を申し出た保護者に対しては必ず所長を通じて説明をしていますが、今後は申し出た保護者に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表できるような仕組みを検討することが望まれます。

第三者評価に対する事業者のコメント

今回の第三者評価受審に向けて話し合いを多く持ち、各種マニュアルの整備や保育内容や業務の再確認と職員間の意識の統一を図るよい機会となりました。保育所全体の質の向上に繋がりました。又、調査員の方には具体例をあげて分かりやすくご説明をいただき、第三者評価を受審することでたくさん学ばせていただきました。民間委託を受けて3年目、大阪市の保育を引き継ぎながら法人の理念に沿ってさまざまなニーズに応えられるように、他機関と連携を図り地域貢献に努めるとともに、「一人ひとりの子どもを大切にし、保護者からも信頼され地域に根ざした保育所」を目指していきたいと思っています。

評価細目の第三者評価結果

児童福祉分野の評価基準

判 断 基 準 項 目	評価結果
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織	
Ⅰ-1 理念・基本方針	
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	
Ⅰ-1-(1)-① 理念が明文化されている。	a
Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a
Ⅰ-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。	
Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a
Ⅰ-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a
評価機関コメント	
<p>理念や基本方針は明文化され、しおりやパンフレット等に記載されています。また、玄関、各部屋等に掲示し、職員、保護者に周知しています。職員会議にて検討・見直しをすることによって職員に周知しています。地域交流や見学に来られた方にも配布し、説明しています。</p>	
Ⅰ-2 計画の策定	
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
Ⅰ-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a
Ⅰ-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a
Ⅰ-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
Ⅰ-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a
Ⅰ-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a
Ⅰ-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a
評価機関コメント	
<p>中長期計画は、法人で中長期策定委員会を中心に策定しています。施設においては、中長期目標を立て、書面で記録し、単年毎に計画の見直しや検討を行っています。東成区子育て支援課から、地域福祉ビジョン等の情報提供され、これらに基づいて、事業計画の検討見直しをしています。事業計画を検討する際に、職員の意見を取り入れて、検討見直しを行っています。作成した事業計画は全職員に配布し、職員室にはいつでも閲覧できる配慮がされています。参観終了後にクラス懇談会を行い、パンフレット・年間事業計画等を用いて保護者に周知しています。</p>	

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。

I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a

評価機関コメント

緊急時対応手順マニュアルに基づいて行動できるように職員に周知し、研修に参加した後、職員会議にて報告しています。管理者自ら遵守すべき法令「具体的行動」が大阪市から出ており、これに従って取り組んでいます。アクションプラン(地域保健・地域福祉ビジョン)への参加や地域の子育てプラザへの参加等で地域のニーズや動向を得た情報を分析や検討を行っています。虐待・絵本・食育等の委員会を設けて、職員会議で報告や発表をしています。また、法人研修会にて「絵本の取り組み」のテーマで発表もしています。法人指導の下に管理者会議を月1回開催し、人事・労務・財務等を分析しています。これらに基づいた資料は、職員会議で報告したり、回覧で周知しています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握		
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	b

評価機関コメント

法人において管理者会議を月に1回開催して、ビジョン等の資料を基に検討見直しをしています。積極的に外部研修に参加して保育を取り巻く環境等の情報収集し、内部会議で報告を行っています。東成区民間保育園会議や施設会議等で情報交換や意見交換会し、今後を見据えています。現在は、会計事務所の会計士により財務の把握をしていますが、法人として、公認会計士による外部監査を検討することが望まれます。

Ⅱ-2 人材の確保・養成		
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a

評価機関コメント

法人が発行している保育所児童福祉月報を通して、人材や人員体制に関する基本的な考えや、人事管理に関する方針を打ち出しています。職員の個人経歴記録票や個人研修記録票を作成しており、職員が人事考課の目的や効果を正しく理解する為に、人事考課ハンドブックを使用し、年2回の自己チェックリストを配布して、自己評価及び専門職による評価をしています。法人として、職員が働きやすい環境づくりの為に、「心のケア」の窓口を開設して、プライバシーの配慮や専用電話を開設して対応しています。福利厚生は、大阪民間社会福祉施設従事者共済会以外に大阪市私立保育園連盟の福利厚生事業にも加盟し、法人主体でバレーボールや食事会等を行っています。

研修委員会を設置して、職員一人一人の技能・経歴・知識等の記録を残し、教育・研修を行っています。また、年度当初に職員会議にて、キャリアに応じて必要な知識を習得する為の研修計画を発表しています。

実習生用と職員用の実習生受け入れマニュアルを作成し、実習終了後には意見交換会を設けて、今後の課題や問題点を検討しています。

II-3 安全管理

II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a

評価機関コメント

安全管理チェックリスト点検報告書を危機管理委員会で検討して、毎月会議等で報告しています。感染症に関しては、玄関等で掲示して保護者に周知しています。保育所における保育安全管理マニュアルには、地震や津波の際にはどこに避難するかを明記し、保護者にも周知しています。備蓄リストには、食品の賞味期限等も明記しています。ヒヤリハット・要因分析報告書は、毎月の職員会議にて、具体的報告と要因分析を行っています。遊具や備品は不定期でチェックしています。

II-4 地域との交流と連携

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a
II-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	a
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	a
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	a

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	a
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a

評価機関コメント

近隣の高齢者施設との交流が行われたり、子育てフォーラムに年長児が参加しています。地域の方々に向けて、講演会や所庭開放も開催しています。地元中学生の職業体験も実施しています。地域の社会資源ファイルを作成し、職員がいつでも閲覧できるように事務所に保管しています。保護者に対しての情報は、掲示板を利用して周知しています。東成区アクションプランに参加して、地域の情報の共有や問題解決を図っています。また、小学校・幼稚園等年に数回交流を持ち、要保護児童対策地域協議会にも参加するなど各種団体とも交流を持ち、情報交換をしています。関係機関と連携し、福祉や子育ての具体的なニーズの把握に努めています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	b
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a

評価機関コメント

子どもが自分の気持ちを保育者等に言えるような配慮をし、子どもの生活習慣や文化、考え方等を尊重した保育を取り入れています。また、「ジェンダーフリー」（従来の固定的な性別による役割分担にとらわれないこと）に対応するように職員で研修し、保育に活かしています。行事に関しては、定期的にアンケートを実施して職員会議にて検討し、園だよりを通じて保護者に報告や面談を通じて説明等を行っています。

保護者に対して、育児相談員や大阪府認定の地域貢献支援員（スマイルサポーター）の配置、意見箱の設置等について入所説明会で説明を行っています。苦情や意見等を保育の改善に反映できるように職員会議等で検討して職員に周知しています。苦情対応手順マニュアルを基に保護者に対して説明していますが、今後は苦情を申し出た保護者等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表できるように検討することが望まれます。

Ⅲ-2 サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a

評価機関コメント

評価基準に基づき年2回以上の自己評価とフィードバックをしています。評価結果はすべての職員が参画して職員会議で課題について分析し、改善策や改善計画の検討をしています。標準的な実施方法の見直しは1年の最後の総括会議で行い、また、職員・保護者からの意見や提案は行事後のアンケート結果などで反映出来るようにしています。記録については児童票や入所面接問診票から一人ひとりの記録を整理し、内容や書き方はクラスで差異のないように所長・主任がチェックしています。記録の保管・保存・破棄に関しては大阪市の規程で定められており、各マニュアルは職員会議で周知し、研修しています。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。

Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	b

Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。

Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a
---	---

評価機関コメント

保育所の紹介資料は、区役所、保健所、老人施設、プラザなどに設置し、また、ホームページで公開して分かりやすい内容にしています。他の保育所への変更などにあたっては、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めています。

今のところ、保育サービスや料金について保護者からの同意書はありませんが、26年度作成予定です。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。

Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a
------------------------------------	---

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a

評価機関コメント

組織が定めた統一の様式で、子ども一人ひとりの具体的なニーズを把握し記録をしています。職員会議で指導計画等の見直しについて検討・議論を行い、評価反省から次月へ繋げています。指導計画は保育課程を基に年間、月案、週案など計画を立て、保育しています。展開にあたっては柔軟に対応しています。

児童福祉分野【保育所】のサービス内容基準(付加基準)

判 断 基 準 項 目		評価結果
A-1 保育所保育の基本		
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において予後と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
1-(2)環境を通して行う保育		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a

評価機関コメント

大阪市の保育課程を基にしていますが、地域交流については実態把握と保護者の意向を考慮して独自にプラスしています。乳児一人ひとりに応じた援助について4月の会議で説明があり、職員に周知し、保育の改善や質の向上に心がけています。午睡準備は足湯をしてから就寝するよう習慣づけています。異年齢児交流、中学生の職業体験、高齢者との交流など保育士以外との関わりを持てる環境の設定や、小学校とも連携しながら交流を楽しんでいます。近隣の公園に散歩に行ったり、公共機関を利用する等、多くの社会体験を得られる機会をつくっています。

所庭では限られた広さの中、工夫して集団遊び、プラザではカブラ遊びで活動を楽しんでいます。所庭や散歩で拾った葉・木の実を保育に活用したり、プランターの草花や菜園・実のなる木の世話と観察を楽しみ、また食育にも繋げています。

絵本や紙芝居は保育士やボランティア、小学生の読み聞かせで充実しています。また、保護者へ絵本に興味関心をもってもらえる配慮と働きかけをしています。

A-2 子どもの生活と発達		
2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
A-2-(1)-②	障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている	a
A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a

評価機関コメント

子どもへの対応は、会議を通して話し合いと検討し周知した上で、ことばの配慮と援助を心がけています。障がい児の特性に合わせた計画と対応で保育し、市の巡回相談、助言を受けていますが、今年度は該当なしです。長時間保育では引き継ぎノートで状況把握し、安心できる雰囲気の中、異年齢の子ども同士で遊べるよう配慮しています。

健康管理については、登降時の視診でチェックし、予防接種は各クラスで声掛けをしています。月1回、健康手帳を保護者に返し、健康の記録の確認を連絡し合っています。健康診断、歯科検診の結果は一覧表にして事務所に保管し、保育士の当番制で保育に反映させています。定期的アレルギー会議を行い、医師の指示書を基に適切な対応をしています。

食事については個々に合わせた量や偏食に対応し、子どもの負担にならないよう配慮しています。菜園活動で収穫した野菜は、給食やおやつに使用し、週4回手作りおやつをしています。調理師はクラスに入り、子どもたちと一緒に食事をする機会を作っています。食中毒の発生時はマニュアルに基づいて職員研修を行っています。

A-3 保護者に対する支援

3-(1) 家庭との緊密な連携

A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に連携した保護者支援を行っている。	a
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a
A-3-(1)-④	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a

評価機関コメント

毎月献立表と給食だよりを保護者に配布し、発表会で子どもの食事の重要性や食育について伝える取り組みをしています。一日の保育の様子は個別ノートやボードで伝え、日々のコミュニケーションで情報交換、信頼関係を作っています。また保育参加で保護者と共通理解を図っています。虐待マニュアルは各部屋に貼り、周知と理解のもとで早期発見に努めています。

A-4 子どもの発達・生活援助

4-(1) 子どもの発達・生活援助

A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
-----------	---	---

評価機関コメント

事例を挙げて援助技術が習得できるよう研修や話し合いを行っています。体罰禁止は職員倫理法令遵守規定に文言があります。

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	東中本保育所を利用中の保護者
調査対象者数	91 世帯
調査方法	アンケート調査

利用者(保護者)への聞き取り等の結果(概要)

東中本保育所を現在利用している保護者91世帯を対象に調査を行いました。送迎の時間を利用して保育所から調査票を配布してもらい、回収は評価機関へ直接郵送する形をとり、52世帯から回答がありました。(回答率57.1%)

特に満足度の高い項目として

- 「健康診断の結果について、保育所から伝えられていますか」
- 「献立表やサンプル表示などで、毎日給食の内容がわかるようになっていきますか」
- 「懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか」

が95%を超える満足度、

- 「保育所に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか」
- 「保育所の理念や方針について、保育所から説明がありましたか」
- 「保育所に入所後も、保育所やクラスの様子などについて「保育所だより」、「クラスだより」等を通じて、判りやすく伝えられていますか」
- 「送迎時の保育士との話や連絡帳などを通じて、保育所や家庭での子どもの様子について情報交換がされていますか」

などが90%を超える満足度となっています。

* 別紙報告書